

滋賀県歯および口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する条例案 修正対照表

修正前 (26.9.12 時点)	修正後
<p>(県民の役割)</p> <p>第4条 県民は、基本理念にのっとり、歯および口腔^{くわう}の健康づくりに関する知識および理解を深め、生涯にわたり日常生活において自ら歯科疾患等の予防に向けた取組を主体的に行うよう努めるものとする。</p> <p>2 県民は、基本理念にのっとり、定期的に歯科検診を受け、および必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯および口腔^{くわう}の健康づくりに努めるものとする。</p> <p>3 県民は、県が実施する歯および口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(県民の役割)</p> <p>第4条 県民は、基本理念にのっとり、歯および口腔^{くわう}の健康づくりに関する知識および理解を深め、生涯にわたり日常生活において自ら歯科疾患等の予防に向けた取組を主体的に行うよう努めるものとする。</p> <p>2 県民は、基本理念にのっとり、定期的に歯科検診を受け、および必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯および口腔^{くわう}の健康づくりに努めるものとする。</p> <p>3 <u>父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、家庭において、子どもの歯および口腔^{くわう}の健康状態に注意し、当該子どもの歯科疾患等の予防ならびに早期発見および早期治療の促進その他歯および口腔^{くわう}の健康づくりに努めるものとする。</u></p> <p>4 県民は、県が実施する歯および口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>

滋賀県歯および口腔の健康づくりの推進に関する条例案 修正対照表

修正前 (26.9.12 時点)	修正後
<p>(歯科医療等関係者等の役割)</p> <p>第5条 第1項 略</p> <p>2 保健医療関係者（保健および医療に関する職務に従事する者（歯科医療等関係者を除く。）をいう。第5項において同じ。）は、医科および歯科における予防および治療の連携、情報の共有等により、歯科疾患等の予防その他歯および口腔の健康づくりに努めるものとする。</p> <p>3 教育関係者（教育および保育に関する職務に従事する者をいう。第5項において同じ。）は、幼児、児童、生徒等の歯および口腔の健康状態に注意し、フッ化物洗口（フッ化ナトリウム等を含む溶液を用いて口腔内を洗浄することという。以下同じ。）、歯磨きその他歯および口腔の健康づくりに<u>関する</u>取組の実施により、当該幼児、児童、生徒等の歯科疾患等の予防その他歯および口腔の健康づくりに努めるものとする。</p> <p>4 社会福祉関係者（社会福祉に関する職務に従事する者をいう。次項において同じ。）は、介護、介助等を通じて、障害者、高齢者等の歯および口腔の健康状態に注意し、当該障害者、高齢者等の歯科疾患等の予防その他歯および口腔の健康づくりに努めるものとする。</p> <p>5 略</p>	<p>(歯科医療等関係者等の役割)</p> <p>第5条 第1項 略</p> <p>2 保健医療関係者（保健および医療に関する職務に従事する者（歯科医療等関係者を除く。）をいう。第5項において同じ。）は、<u>基本理念にのっとり</u>、医科および歯科における予防および治療の連携、情報の共有等により、歯科疾患等の予防その他歯および口腔の健康づくりに努めるものとする。</p> <p>3 教育関係者（教育および保育に関する職務に従事する者をいう。第5項において同じ。）は、<u>基本理念にのっとり</u>、幼児、児童、生徒等の歯および口腔の健康状態に注意し、フッ化物洗口（フッ化ナトリウム等を含む溶液を用いて口腔内を洗浄することという。以下同じ。）、歯磨きその他歯および口腔の健康づくりに<u>資する</u>取組の実施により、当該幼児、児童、生徒等の歯科疾患等の予防その他歯および口腔の健康づくりに努めるものとする。</p> <p>4 社会福祉関係者（社会福祉に関する職務に従事する者をいう。次項において同じ。）は、<u>基本理念にのっとり</u>、介護、介助等を通じて、障害者、高齢者等の歯および口腔の健康状態に注意し、当該障害者、高齢者等の歯科疾患等の予防その他歯および口腔の健康づくりに努めるものとする。</p> <p>5 略</p>

滋賀県歯および口腔^{くう}の健康づくりの推進に関する条例案 修正対照表

修正前 (26.9.12 時点)	修正後
<p>(医科歯科連携の体制の構築)</p> <p>第15条 県は、糖尿病<u>その他の人の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病を</u>予防し、<u>および改善するための施策と連携</u>して歯および口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、医師および歯科医師ならびにこれらの者を構成員とする保健医療等団体が相互に連携協力を図る体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>(医科歯科連携の体制の構築)</p> <p>第15条 県は、糖尿病、<u>誤嚥^{えん}性肺炎、がんその他の歯科疾患等と関係</u>を有する疾病を予防し、<u>または改善するための施策と連携して、</u>歯および口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、医師および歯科医師ならびにこれらの者を構成員とする保健医療等団体が相互に連携協力を図る体制の構築に努めるものとする。</p>